

線引き前から居住する者の親族のための自己用住宅

市街化調整区域に関する都市計画決定（以下「線引き」という。）前から居住する者の親族のための自己の居住のための建築物について、下記のすべての要件に該当するものは、都市計画法第34条第14号又は同法施行令第36条第1項第3号ホに基づき、開発審査会の議を経たものとして取り扱うものとする。

記

1 申請者の適用要件

市街化区域に土地を所有していない者であって、次のいずれにも該当すること。

- (1) 線引き前から現在に至るまで、本市の市街化調整区域に引き続き生活の本拠を有している世帯員（以下「線引き前居住世帯」という。）の親族（尊属を除く2親等以内の直系血族に限る。）であり、線引き前から現在に至るまで線引き前居住世帯と居住している又は当該線引き前居住世帯と通算して20年以上居住していた者であること。
- (2) 自己の持家がなく、結婚その他独立して世帯を構成する合理的事情があり、新たに申請地を自己の生活の本拠地とすること。

2 立地及び土地に関する基準

予定建築物の土地は、次のいずれにも該当すること。

- (1) 線引き前居住世帯の敷地境界線から500メートルの範囲内にある土地であること。
- (2) 独立して一体的な日常生活圏を構成していると認められる集落で、50以上の建築物の各敷地（市街化区域に存するものを含む場合は、その過半数が市街化調整区域内に存すること。以下同じ。）が、50メートル以内の間隔で連続している地域又は申請地の敷地境界線から500メートルの範囲内に、建築物の各敷地が100以上存する地域であること。
- (3) 申請者又は線引き前居住世帯が、5年以上前から所有している土地であること。
- (4) 当該土地の面積（路地状部分を除く。）は、150平方メートル以上500平方メートル以下であること。

3 予定建築物に関する基準

予定建築物は、次のいずれにも該当すること。

- (1) 予定建築物は、自己の居住の用に供する一戸建専用住宅（構造形態が長屋形式の二世帯住宅は除く。）であること。
- (2) 予定建築物の高さは、10メートル以下であること。

4 他法令との関係

他の法令による許認可等が必要な場合は、その許認可等が受けられるものであること。

附 則

この基準は、平成21年7月1日から施行する。（平成21年6月5日第10回議決）

附 則

この基準は、令和7年8月1日から施行する。（令和7年2月5日第31回議決）